

福祉・衛生 統計年報の訂正について

平成28年2月

平成26年度年報につきまして、次のとおり、訂正いたします。

衛生統計年報編

1 2 保健衛生

(4) 歯科保健事業

P. 1 8 4 ~ 1 8 5 1 2 - 1 7 表 1 歳 6 か 月 児 歯 科 健 康 診 査 実 績、区 市 町 村 別

【誤】

(12-17表の1)

(12-17表の2)

平成26年4月1日～平成27年3月31日

単位 人、本

区市町村	受診者数 (A)	むし歯のない者			むし歯のある者				有病者率 (%) (B/A)	未処置歯 のある者	現在歯数	むし歯の数			1人当たりの むし歯数 (C/A)	その他異常のある者		
		総数	O1型	O2型	総数 (B)	A型	B型	C型				総数 (C)	処置歯数	未処置歯数		咬合異常	軟組織異常	その他の異常
総数	98,005	96,429	44,809	51,620	1,576	1,382	145	49	1.6	1,475	1,402,059	4,358	258	4,100	0.0	6,893	7,010	7,455
区	65,965	64,841	31,081	33,760	1,124	987	99	38	1.7	1,039	944,122	3,054	200	2,854	0.0	4,686	5,276	4,771
市	31,453	31,011	13,414	17,597	442	386	45	11	1.4	426	449,348	1,279	54	1,225	0.0	2,154	1,724	2,648
郡	393	385	195	190	8	7	1	-	2.0	8	5,599	20	4	16	0.1	49	10	33
島	194	192	119	73	2	2	-	-	1.0	2	2,990	5	-	5	0.0	4	-	3
新宿区	1,785	1,752	889	863	33	30	3	-	1.8	30	25,651	80	5	75	0.0	81	191	203
立川市	1,429	1,404	453	951	25	24	-	1	1.7	25	20,508	78	4	74	0.1	62	42	86
大島町	58	57	17	40	1	1	-	-	1.7	1	938	4	-	4	0.1	1	-	2



【正】

平成26年4月1日～平成27年3月31日

単位 人、本

区市町村	受診者数 (A)	むし歯のない者			むし歯のある者				有病者率 (%) (B/A)	未処置歯 のある者	現在歯数	むし歯の数			1人当たりの むし歯数 (C/A)	その他異常のある者		
		総数	O1型	O2型	総数 (B)	A型	B型	C型				総数 (C)	処置歯数	未処置歯数		咬合異常	軟組織異常	その他の異常
総数	98,008	96,432	44,812	51,620	1,576	1,382	145	49	1.6	1,474	1,402,059	4,353	258	4,095	0.0	6,893	7,010	7,455
区	65,965	64,841	31,081	33,760	1,124	987	99	38	1.7	1,039	944,122	3,049	200	2,849	0.0	4,686	5,276	4,771
市	31,453	31,011	13,414	17,597	442	386	45	11	1.4	425	449,348	1,279	54	1,225	0.0	2,154	1,724	2,648
郡	393	385	195	190	8	7	1	-	2.0	8	5,599	20	4	16	0.1	49	10	33
島	197	195	122	73	2	2	-	-	1.0	2	2,990	5	-	5	0.0	4	-	3
新宿区	1,785	1,752	889	863	33	30	3	-	1.8	30	25,651	75	5	70	0.0	81	191	203
立川市	1,429	1,404	453	951	25	24	-	1	1.7	24	20,508	78	4	74	0.1	62	42	86
大島町	61	60	20	40	1	1	-	-	1.6	1	938	4	-	4	0.1	1	-	2

注1 特別区、八王子市及び町田市は歯科保健事業報告、その他の市町村は歯科保健医療関係事業の実施状況調査による。

2 O1型：う蝕もなく、かつ口腔環境が良い（危険因子が少ない）と認められる者。O2型：う蝕はないが、口腔環境が悪い（危険因子が多い）ので近い将来、う蝕発生が予測される者。

A型：上顎前歯部のみ、又は臼歯部のみにもう蝕がある者。B型：臼歯部及び上顎前歯部にう蝕がある者。C型：臼歯部及び前歯部すべてにもう蝕がある者。なお、下顎前歯部のみにもう蝕を認める場合もこれに含まれる。

資料 医療政策部医療政策課